東海第二原発運転差止訴訟

経理的基礎の欠如について(3)申請ならびにその審査

2018.6.7 水戸地裁

東海第二原発運転差止訴訟原告

I 経理的基礎に係る 行政審査の疑義

I-1 経理的基礎は許可要件

争いのない点

原子炉等規制法

第1条(目的)

「原子力災害を防止し,公共の安全を図るために必要な規制を行い、もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に資すること」

第43条3の3の6第1項 その申請が次の各号のいずれにも適合していると認め るときでなければ、許可をしてはならない

第2号

その者に発電用原子炉を設置するための技術的能力及び経理的基礎があること

国第5準備書面

「経理的基礎に係る部分の趣旨は,原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み,原子炉設置者には原子炉の設置,運転をするに足りる十分な資金的裏付けがあることを要することとし,これを欠いた場合には事業遂行の基礎そのものを失う」

「経理的基礎があることを要件とした趣旨は,原子炉の設置には多額の資金を要することにかんがみ,原子炉設置許可申請者の総合的経理能力及び原子炉設置のための資金計画を審査することとしたもの」

規制委員会

(東海第二原発の経理的基礎の審査に係る発言)

更田規制委員長(H30.3.20)

「安全に係る規制当局としては,安全上の充分な投資ができない主体に対して,原子炉のような潜在的に大きなリスクを抱える施設の運用を認めることはできない」

櫻田技官(H29.11.14)

「経理的基礎というのは原子炉等規制法に基づく原子炉設置(変更)許可の要件といいますか, 基準の一つの項目になっていますのでこれが確認できないと許可はできない!

I-2 日本原電 経理的基礎への規制委の懸念

東海第二原発 工事資金1,740億円 の調達をめぐる審査過程

異例の公開審査

- (1回目) 平成29年11月14日
 - ・規制委 資金調達の懸念を表明 投資リスク等の説明を求めた 債務保証者の確認が必要
 - ・日本原電 債務保証者を連れてくる
- (2回目)平成30年4月5日
 - ・日本原電 東電・東北電力の資金支援表明書提出
 - ・規制委 説明を聞くのみ (事後、「経理審査は終了でなく継続している」と)

他の事業者と大きく異なる

- 1 ほとんどの電力事業者の場合、経理的基礎がしっかりしていて 債務保証のようなものを必要としない
- 2 日本原電は過去の資金調達でも債務保証を受けている経緯がある
- 3 日本原電は震災以後、売上を上げていない

(規制委員長 平成29年11月15日記者会見)

「債務保証者」が焦点化した経緯

- 1 債務保証は規制委員会が求めたものでなく、日本原電が連れてくると言ったから
- 2 日本原電の経理的基礎に係る大きなものとして「東京電力」 が現れてきた
- 3 しかし、申請書はあくまで日本原電が表明するもの。外部の 文書として債務保証するという者の確認をどうするかは決まっ ていない

(規制委員長まとめ 平成29年11月22日記者会見)

I-3 制度的欠陥? 仕組みが限界? 他の責任?

(1)制度的欠陥?

- 1 設置(変更)許可における経理的基礎の見方は、日本原電のようなケース(債務保証)を制度がそもそも想定していなかったと想像される
- 2 明確なものが制度の中に埋め込まれていない 設置許可段階では細部を定めていない
- 3 だから、審査は「外形的判断」にならざるを得ない

(規制委員長平成30年4月11日&同年3月20日記者会見)

(2) 設置許可の仕組みが限界?

1 東海第二発電所の工事資金に対して第三者が現れた

2 申請者以外のところを巻き込んでというのは設置(変更)許可という仕組みでは限界がある

(規制委員長 平成29年11月22日記者会見)

(3) 責任転嫁?

日本原電という社の将来、未来、その安定というのはもっとずっと大きな問題で

- 1 規制当局の持つ役割はあるが、
- 2 事業全体を所管する経産省の責任でもある。
- 3 電力事業者全体の問題でもある。

日本原電という会社の安定性を求めなければならない状態が確認されれば、審査会合ではなく規制委員会が問いかける

(規制委員長 平成29年11月22日記者会見)

原子力規制委員会 日本原電経理的基礎に係る審査について

何を言っているのか意味不明

日本原電の経理的基礎を審査・検討しないための 言い訳にしか聞こえない 1 債務保証が必要となる日本原電のケースは、設置許可の「制度」が不備だ、「仕組み」が限界だ、というのならば、はじめから「審査は無理」「不適格」と言えばよい。

2 日本原電に許可要件である経理的基礎があるかどうかを経理技術的に審査すればよい。

I-4 東海第二工事資金を東京電力が支援する 資格・能力があるか

東京電力HD

1 福島原発事故の責任を負って21.5兆円と見込まれる債務を抱え、国費(国民の税金)を投じて事実上国有化されている。

被害者への賠償8兆円 国費で肩代わり 東電株式1兆円 原賠機構を通じて国費投入して支援

- 2 他方で、賠償拒否・値切り。集団訴訟で賠償上乗せ判決を受けている。
- 3 福島第一原発の廃炉措置はすすんでいない。

衆議院予算委員会(2018年4月11日)

(国会議員)

「多くの皆さんが東電の賠償方針に対して不満を持って争って いる状況で他の会社の原発に資金支援する金があったら、賠 償に回せ、廃炉に回せ、電力料金下げろ」

(東京電力小早川社長) 参考人招致

「低廉で安定的かつCO2の少ない電気をお届けするという電気事業者としての事業目的に照らし、福島の責任を全うするための電源調達として東海第二発電所からの受電は有効と執行部で判断し

新聞報道

(朝日新聞社説 4/11)

「日本原電支援 東電に資格はあるか」

福島第一原発の事故を起こし、政策支援と福島第一原発の事故を起こし、政策支援と巨額の国民負担で生かされている東京電力に、存在意義が揺らぐ他社を助ける資格があるのか。

(毎日新聞社説 4/19)

「東電の日本原支援 優先すべきは廃炉と賠償」

東電に他社の原発を支援する余力があるのならば、賠償や廃炉に回すべきだ。

(日経新聞社説 4/22)

「日本原電支援は丁寧に説明を」

東電HDは、福島第一原発事故のあと国支援を受けて経営再建である。外部への 資金提供には違和感が残る。日本原電を支援するか否で東電HDの経営に生じる 得失がどう違ってくるのか、もっと具体的に説明することが求められる。

東京電力の東海第二工事資金支援

- 1 福島原発事故の責任を負い、多額の国費が投入されて支援 を受けている企業が、他方で他社の原発再稼働の資金支援 をする資格はない。
- 2 そもそも巨額の負債をかかえた東京電力が東海第二工事資金借入の債務保証あるいは工事資金支援ができるような経理的条件はない。日本原電が安定的に資金調達できる=経理的基礎があるという根拠にもならない。
- 3 規制委員会が、東京電力による日本原電東海第二工事資金支援は無効であると判断しなければならない。

※5月30日、東京電力小早川社長に聞いてみる?

規制委員会は日本原電資金支援について東京電力小早川社長に聞いて確認すると言っているが、聞くことの目的が不明。

福島事故に責任を負う東京電力の資格を問うことは構わないが、

- ・東京電力の小早川社長に聞けば、審査上の日本原電の 経理的基礎の有無を教えてくれるというのか?
- ・国会答弁と同様、一方で福島の責任、他方で電源調達先としての経営判断などという二枚舌を使うはずである。
- ・東京電力の日本原電東海第二工事資金支援の資格と能力は規制委員会自身が判断することである。

5 総合的経理能力の審査が必要

- 1 経理、資金計画を合理的に評価できる経理的手法、経営リスク評価手法は社会一般に普通に存在しており、「原子炉のような潜在的に大きなリスクを抱える施設の運用」であるならば、いっそう厳しい経理的基礎の審査が行われなければならない。
- 2 国自身が「競争の進展や原発依存度の低減といった新たな事業環境の下で」「事業者が破綻した場合」も想定している (使用済燃料再処理積立制度の改正)以上、設置(変更)許可段階で、多額の投資による経営悪化リスクも審査されなければならない。

- 3 住民に対して「過酷事故を起こした場合、最後は国が補償する」と説明する日本原電についてはなおさらである。
- 4 経産省は「発電事業者は届出制になったから管轄責任はない」としている以上、規制委員会が法にもとづく国民への責任を果たさなければならない。

I-6 結論 審査の看過しがたい過誤・欠落の疑義

経理的基礎の審査における 看過し難い過誤・欠落の疑義

- 1 炉規法に従い、「申請者の総合的経理能力」、「資金計画」を具体的に審査・検討されなければならない。
- 2 行政処分行為当事者である規制委員会が、「工事資金調達 に第三者債務保証人が必要とされる日本原電のケースは制 度が想定していなかった」「許可の仕組みが限界がある」「審 査する基準、細部の規定がない」というのであれば、処分自体 が失効である。
- 3 規制委員会が経理的基礎の有無を具体的に審査・検討・判断した経過はまったく不透明で、検討・判断の合理性を証明する証拠が何もない。

- 3 第三者の債務保証がなければ工事資金が調達できないという(外形的)事実だけ見ても、日本原電は、炉規法許可要件の「経理的基礎があること」に適合しない。
- 4 借入の第三者債務保証者または工事資金支援者として東京 電力が現れているが、その適格性を規制委員会自身が判断 しなければならない。

5 しかるに、規制委員会は7月にも日本原電の補正書提出を受けて「審査書案」(合格)をとりまとめるとされる。

「工事資金が安定的に調達できると判断した」という結論のみでは許可処分の判断の合理性は正当化されない。

6 被告国は次回9月期日までに原告らの求釈明に答え、審査過程と判断をこの法廷で説明のうえ、その判断の合理性を主張・立証しなければならない。

原告らはその審査過程と判断に対して12月期日(予定) で反論し、11月までに下されているであろう許可処分の当否 の司法判断を求めることとする。

Ⅱ 人格権にもとづく訴え

日本原電の経理的基礎について

本件発電所を運転しようとする被告日本原電に経理的基礎がなければ、安全対策上の工事の完了ができないばかりか、経営能力を超えた投資は自らの事業の遂行を困難にさせ、安全な運転ならびに最後の廃炉措置までを安全に完遂することを困難にさせ、さらに万が一にも事故あるときは広範な住民に対する補償・賠償を困難とし、人格権を侵害するおそれがある。

Ⅱ-1 証拠開示請求 被告日本原電の社会への姿勢、安全への姿勢 1 説明資料の「白塗り」をすべて開示されたい

震災後1ワットたりとも発電していなくても維持費をもらえたのも受電会社の電気料金に上乗せされて国民利用者が負担していることによる。2018年までに国民負担は9,000億円に達する。

日本原電には社会に対する説明責任がある。事業計画や経理的見通しについて「営業秘密」として白塗りにするのは非常識で、社会性が欠如している。

2 法廷への証拠開示、釈明権行使の求め

公平の原則からして、原告らが主張するにあたって、被告らの事実がまず明らかにされる必要がある。司法判断するに必要な証拠を開示するよう、釈明権行使を裁判官に求める。

3 安全への姿勢

昨年10月の期日で被告日本原電は原告らの求釈明に応じてようやく安全対策費の工事費が1,740億円となることのみ釈明した。

自ら充分と考え、最低基準とされる新規制基準に適合できると考えた安全対策費が規制委員会の指摘で4倍にも膨れあがっている。これは事業主体としての安全対策意識のレベルの低さを示している。

申請時の安全への姿勢で何が欠如していたのか、今後事業者としての自主的安全確保は何によって担保されるのかが説明されなければならない。

Ⅱ-2 工事計画資金の事実確認

(事実の確認)

工事資金の額および内訳について

- 1 工事計画費の項目ごとの金額を開示されたい。
- 2 審査過程で基準津波を超える津波に備えて「常設代替海水 取水施設」「岩盤内取水トンネル」を設けることが追加されたが、 それはどの項目に入っているか。
- 3 5年以内に特定重大事故対処施設に1,000億円近くの追加資金が必要とされるが、その調達予定を示されたい。

Ⅱ-3 資金調達計画と返済計画について

現預金まで担保に取られている

日本原電の有利子負債・担保・債務保証の現状と今後

	TO COLUMN TO PROPERTY				
	借入	借入額	借入先	担保	債務保証
現在	短期借入	290億円	(株)日本政 策投資銀行 (固定金利)	総財産 307 (一般担保)	電力4社(東北電·中部電·北陸電· 関西電)
	短期借入	750億円	みずほ銀行 他(計12行) (変動金利)	なし	電力4社(東北電·中部電·北陸電· 関西電)
	長期借入金	227億円	?	株式・有価証 券など 147 現・預金 80	
新規	新 規 (変更許可)	1,740億円?	?	?	東北電・東電?
	新 規 (特重施設)	1,000億円?	?	?	?

(まとめ原告側 現在は第60期有価証券報告書をもとに作成)

資金調達と返済計画の事実について

- 1 平成29年3月末現預金残高は141億円であるが、工事資金1,740億円のうち、自己資金、借入金はそれぞれいくらか。
- 2 平成24年の借入が短期借入しかできなかった理由を弁明しているが、今後はどうなのか、見通しが透明になって長期借入ができるようになったのか明らかにされたい。
- 3 工事資金の投資回収計画と返済計画を開示されたい。
- 4 規制委員会から説明が求められていた「投資リスク」について説明されたい。

Ⅱ-4 今後の電力収入確保の蓋然性について

今後の電力収入確保の蓋然性について

これまでは総括原価方式で「費用+報酬」が保証される認可制度だった以上、赤字になることはない。ことさら「当社の経営成績は良好に推移」「安定的に資金調達」などと言う必要は特にない。

今後の電力料収入確保の蓋然制について

「今後の電力料収入を確保する蓋然制がある」とするが、総括原価方式の規制料金が廃止されて自由競争価格となる2020年以降も収入を安定的に確保できる蓋然制を説明されたし。

Ⅱ-5 東京電力らの工事資金支援ついて

東京電力らの工事資金支援について

- 1 東京電力らからの資金支援は、借入債務保証なのか、電気料金前払いなのか、株式増資なのか。その金額は。
- 2 金融機関への融資申込で東京電力が債務保証者となることは承認されたのか。
- 3 電気料金前払いを受けて工事資金に使ってしまえば、前払い 分の経常的収入は途絶えてしまうか、前払いを繰り返してもい ずれ返済しなければならないが、返済計画を示されたい。
- 4 東京電力は資金支援の条件として受電と「充分にコストが安い」こととしているが、キロワット当たりいくらで売電する予定か。

日本原電はすでに規制委員会にも説明し、申請の最終補正書も提出する予定とされる。

被告日本原電は、次回9月期日までに原告らの求釈明に答え、自らの経理的基礎について主張・立証しなければならない。

原告らはその主張に対して12月期日(予定)で反論する 予定である。